

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年1月25日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年1月25日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく次の無形民俗文化財の指定について

無形民俗文化財「弓浜半島及び近隣地域のトンド行事」 (米子市、境港市、南部町、伯耆町)

正月14日の晩あるいは15日の早朝に（休日の関係から、現在では正月第2日曜、あるいは成人の日）、正月に飾った松や注連縄^{しめなわ}などを燃やして、正月にお迎えした神（歳徳神^{としとくじん}）を送る行事が各地で行われている。弓浜半島を中心とした米子市、境港市、南部町や伯耆町の一部を含む広い地域では、このトンドの時に歳徳神の神輿が地域を練り歩くという、全国的にみてもきわめて珍しい貴重な慣習を伝えている。



行事は地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代のトウヤが祭礼の執行にあたる。トウヤは、くじで選ばれた、神を迎えて神事を行う宿のことで、民間で神事を行ってきた日本の古い祭祀形態を残している。

行事の構成は、トウヤを交代する儀礼である「トウワタシ」、芯となる竹を立て、その周りに正月飾りや注連を飾り、いわゆるトンドを作る「トンド立て」、歳徳神の神輿や囃子、獅子舞などが地域内を練り歩く「神幸行列^{しんこうぎょうれつ}」、トンドに火入れする「火渡し」からなる。歳徳神を送るだけでなく、その神威をもって各家や集落の無病息災を加護しており、歳徳神信仰のあり方を考える上で興味深い。

また、同様の行事は島根県にも分布しており、宍道湖・中海を囲む一つの文化圏を象徴する行事ともいえ、貴重な無形民俗文化財である。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財
（指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）